

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	5
貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年8月分)	・・・	8

令和8年9月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	小田急バス株式会社（法人番号：1012401021275） 代表者 田島 寛之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市仙川町2-19-5 (登戸営業所) 神奈川県川崎市多摩区登戸3816
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和8年8月4日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年9月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	小田急バス株式会社（法人番号：1012401021275） 代表者 田島 寛之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市仙川町2-19-5 (新百合ヶ丘営業所) 神奈川県川崎市麻生区王禅寺西4-14-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和8年8月18日及び令和8年8月28日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年9月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	川崎市
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市川崎区宮本町1 (塩浜営業所) 神奈川県川崎市川崎区塩浜2-2-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年8月24日及び令和8年8月27日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	ベスト交通株式会社（法人番号：1060001024644） 代表者 中山 正市
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県芳賀郡益子町上山137 (本社営業所) 栃木県芳賀郡益子町上山137
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月19日及び令和8年6月29日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)初任運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(2)法人の役員変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 13点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和8年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	八代観光株式会社（法人番号：3090001006225） 代表者 古屋 貴志
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県笛吹市八代町南474-1 (本社営業所) 山梨県笛吹市八代町南474-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和8年7月21日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和8年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	日の丸自動車興業株式会社（法人番号：3010001027096） 代表者 富田 哲史
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区神田三崎町3-9-3 (東京営業所) 東京都足立区宮城1-4-14
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年4月27日及び令和8年5月7日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20260804	有限会社 岡三食販（法人番号6030002057955）代表者：岡 三矢	埼玉県さいたま市北区吉野町1-443-5	本社	埼玉県さいたま市北区吉野町1-443-5	輸送施設の使用停止（190日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年9月2日、同年9月9日及び同年10月3日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(2)点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）、(3)業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(4)運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、(5)運転者台帳の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、(6)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(7)定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）、(8)整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）、(9)事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）、(10)事業計画事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）、(11)報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）、(12)自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）	19	19
20260804	Phoenix 合同会社（法人番号6012703001540）代表者：上保 寛之	東京都東久留米市南沢5-1-24-1	東京東久留米	東京都東久留米市南沢5-1-24-1	輸送施設の使用停止（105日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年7月2日及び同年7月28日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(2)点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）、(3)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(4)整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）、(5)運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）、(6)報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	11	11
20260804	株式会社 EHS（法人番号3012701014472）代表者：伊藤 由香	東京都東久留米市幸町3-7-6-103	本社	東京都東久留米市幸町3-7-6-103	輸送施設の使用停止（80日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年11月12日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(2)運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(3)定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）、(4)事業計画事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）、(5)報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	8	8
20260804	ユウキネットワークス 株式会社（法人番号7040001012026）代表者：結城 秀之	千葉県千葉市花見川区幕張本郷2-39-18	本社	千葉県千葉市花見川区幕張本郷2-39-18	輸送施設の使用停止（42日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年7月3日及び同年7月9日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）	5	5
20260804	望月運送 株式会社（法人番号1060001019891）代表者：望月 昭夫	栃木県足利市堀込町2103-6	埼玉	埼玉県幸手市東4-19-25	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年10月8日及び同年11月6日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(2)初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(3)整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）、(4)運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）	2	2
20260804	有限会社 ヤマカ運輸（法人番号7040002086093）代表者：長谷川 昇	千葉県銚子市飯沼町186	佐野	栃木県佐野市富岡町212-1リョウモウハイツ富岡1号棟6号室	輸送施設の使用停止（15日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和8年1月28日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(2)定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）	2	2

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20260810	マルコ産業運輸 有限会社 (法人番号 8040002063728)代表者: 岩澤 武	千葉県八街市砂782 ー6	本社	千葉県八街市小谷流44 6ー1	事業停止(30日間)、輸 送施設の使用停止 (170日車)	貨物自動車運送事業 法第27条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月28日、同年6月3日及び同年6月17日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(8)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)事業計画事後届出(営業所の位置)違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)事業計画事後届出(主たる事務所の位置)違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(13)事業者の住所の変更未届出(貨物自動車運送事業法第60条第4項、貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第5号)	47	47
20260817	フェニックス 株式会社(法 人番号5180001115394)代 表者:王 鳳書	千葉県八街市八街い7 7ー23	千葉	千葉県八街市八街い77 ー23	事業停止(30日間)、輸 送施設の使用停止 (130日車)、輸送の安 全確保命令	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年2月29日、同年3月18日及び同年4月5日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(9)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	43	43
20260818	東京都市場運送 株式会 社(法人番号 6010801007848)代表者: 熊澤 一郎	東京都大田区平和島5 ー2ー28	本社	東京都大田区平和島5 ー2ー28	輸送施設の使用停止 (211日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年11月26日及び令和8年1月6日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	22	22
20260818	常瀬運送 株式会社(法人 番号8010901002549)代表 者:常瀬 善之	東京都世田谷区北沢4 ー1ー5	本社	東京都世田谷区北沢4 ー1ー5	輸送施設の使用停止 (138日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年8月26日及び同年9月19日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	14	14

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20260818	平和運輸 株式会社（法人番号1010901013437）代表者：湊澤 善文	東京都大田区蒲田本町2-4-2 アクシード蒲田本町6階	狭山	埼玉県狭山市鶴ノ木13-25	輸送施設の使用停止（96日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年11月14日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(7)事業計画事後届出(主たる事務所の位置)違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	10	10
20260818	ロジスティード東日本 株式会社(法人番号 7050001023567)代表者：寺井 義彦	茨城県ひたちなか市稲田1096-34	輸送	千葉県柏市新十倉2-1	輸送施設の使用停止（60日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	無車検運行があった旨の報告を端緒として、令和7年12月4日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)	6	6
20260825	株式会社 エムエスシステム（法人番号 2030001080656）代表者：鈴木 貴之	埼玉県さいたま市緑区美園6-10-1	トラスト	埼玉県蓮田市閭戸2584番1	輸送施設の使用停止（204日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年8月27日及び同年9月16日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	21	21
20260825	株式会社 京浜トレーディング(法人番号 4020001022970)代表者：菊地 文明	神奈川県横浜市神奈川区新町2-10	本社	神奈川県横浜市神奈川区新町2-10	輸送施設の使用停止（85日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年10月9日、同年10月28日、同年11月18日及び同年12月22日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	9	9
20260825	有限会社 松本重興業(法人番号6050002010433)代表者：松本 真樹	茨城県笠間市旭町341-6	本社	茨城県笠間市旭町341-6	輸送施設の使用停止（22日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年10月23日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	3	3

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)